平成２３年（フ）第１０７１７号
東京都荒川区荒川７丁目８－３－205
破産者　川名子シゲ子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７２８号
埼玉県桶川市下日出谷西１丁目６－６
破産者　山中　弘幸
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７２９号
東京都渋谷区幡ヶ谷３丁目41－７－１－C
破産者　當麻　勝成
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７４８号
東京都足立区千住緑町３丁目18－１－601
破産者　宇良　　武
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７４９号
東京都中野区野方６丁目30－７－301
破産者　中島　美香
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７５０号
東京都中野区野方６丁目30－７－301
破産者　中島　信幸
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７５３号
東京都三鷹市牟礼２丁目14－14－205
破産者　勝山三喜男
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０７５９号
東京都大田区下丸子２丁目24－10－１－505
破産者　大澤とよ子（旧姓本間）
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８１３号
東京都東村山市久米川町４丁目37－13
破産者　松尾　泰之
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８６６号
神奈川県相模原市緑区相原５丁目10－24－102
破産者　渡邉　邦彦
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０８８４号
神奈川県横浜市青葉区大場町167－101、開始決定時の住所東京都渋谷区初台１丁目33－５－106
破産者　佐藤　照子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９６３号
東京都福生市本町96－２－204
破産者　小泉　隆英
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９８１号
埼玉県さいたま市大宮区櫛引町１丁目490－201
破産者　原田　文子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０９８２号
埼玉県さいたま市大宮区櫛引町１丁目490　ウエルネス490－201
破産者　佐々木美奈子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１０３２号
東京都武蔵野市境南町２－19－12　パレス武蔵野10　207、住民票上の住所東京都葛飾区西水元６丁目９－15
破産者　前田久美子
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３６号
横浜市南区平楽146番地の１－101号
破産者　株式会社下鳥工務店
1　決定年月日　平成23年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第８８８号
札幌市西区西野11条９丁目18番９号、商業登記簿上の本店所在地札幌市西区西野３条10丁目７番１号
破産者　有限会社ヨシモト室内装飾
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９１号
青森県平川市碇ヶ関湯向川添85番地の４
破産者　有限会社大成環境設備
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１８６２号
埼玉県川口市栄町３丁目11番10－1202号
破産者　株式会社吉田鋳工所
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２０５号
さいたま市北区宮原町４丁目55番地の17
破産者　有限会社ツチモトフロアー
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１６号
千葉県流山市流山９丁目500番地の３　３－505
破産者　鈴木　則子
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４５５号
千葉県柏市高田524－１　レオパレスＭＡＳＵＤＡⅡ　106号室、住民票上の住所熊本県荒尾市西原町１丁目５番30－307号
破産者　前原　利広
1　決定年月日　平成23年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部